Novel Nishiuwatoko & Pattarin

A close up of a sign

Description automatically generated

Empire Tower, Unit 4703,

47th Floor, 1 South Sathorn Road,

Yannawa, Sathorn,

Bangkok 10120 Thailand

2019年8月8日

**タイにおける移転価格税制**

税務担当官とのインタービュー

さて、先月（７月）タイの歳入局 (RD)の法務部の税務担当官にタイの移転価格税制について質問をさせて頂くために非公式に会って頂きました。ここではその時のインタービューの応答をまとめさせて頂きます。非公式なインタビューであったため当局の公式な見解を示すものでは無く、そもそも私個人の「勝手な」解釈をまとめたものに過ぎない点をご理解願います。このインタビューを受けて頂いた税務担当官は、2019年１月１日以降に開始する会計年度に適用される歳入法典改正法第47号の草案を作成したチームメンバーです。

Q1. そもそもタイの移転価格税制はタイ国内の取引にも適用されるのでしょうか。それとも、国際取引に限定されるのでしょうか。

A1. 国際取引には限定されません。これに関係する根拠法は、国際取引・国内取引、および関連者間・非関連者間を問わず税務調整を可能とするものです。

筆者コメント：タイにおける移転価格税制の法人税上の主な根拠法等は以下の通りになります。

* **歳入法典第38条**：所得税は賦課税であることを規定。
* **歳入法典第65条Bis (4)** ：税務担当官は所得を市場価値に上方調整をすることができる事を規定。
* **歳入法典第65条ter** ：ここでは、損金算入の否認項目が列挙されており、費用、資産等の取得コスト等の通常の金額を超える部分を認めない旨も規定。つまり、損金の下方調整を可能とする。
* 今回 (2019年) 新たに追加される**歳入法典第71条Bis**：「関連者」の定義。
* 今回 (2019年) 新たに追加される**歳入法典第71条ter** ：関連者間取引に関する報告様式(以下「TP Form」と言う)への回答義務の確立。また、その要求があった場合、追加説明義務、つまり移転価格証拠文書の提出義務の確立。
* **Departmental Instruction No. Paw 113** (2002年)（タイの「移転価格ガイドライン」と称される税務担当官に対するガイドライン）

上記のいずれにも法人税上の価格調整は「国際取引」に限定するような文言はありません。

例えば、国内取引であったとしても一方の会社がBOIより法人税が免税されており、もう一方の会社は通常の法人税納税義務があり、BOI会社の利益が多い疑いがある場合、税務担当官はこの状況を調査し、税務調整をすることが考えられます。

Q2. 今後、納税者が記入・提出する義務があるTP Formを見せて下さい。

A2. TP Formの様式はまだ出来ていないのでお渡しすることができません。

Q3. 今回追加される歳入法典第71条terに、TP Formの提出義務は「省通達 (Ministerial Regulation)が指定する」２億バーツ以上の売り上げが同一の会計期間にあり、関連会社を有する会社になると限定的な表現がありますが、２億バーツ以上の売り上げがあり、関連者があっても報告義務が発生しない場合は有り得るのでしょうか。

A3. いや。全ての２億バーツ以上の売り上げのある、関連会社を有する会社が対象となります。

Q4. 今回新たに追加される歳入法典第71条terには上述のTP Formへの記入・提出義務に加え、別途、歳入局からの要求があった場合、関連会社間取引が独立企業間取引と同等であったか否かを分析するために必要な証拠文書類（以降、「TP証拠文書類」と言う）の提出義務を規定しています。ここで伺いたいのは、タイはOECDへの加盟国ではありませんが、このTP証拠文書類はOECDの[移転価格ガイドライン](https://www.africataxjournal.com/wp-content/uploads/2018/05/OECD-TPG-Transfer-Pricing-Guidelines-for-Multinational-Enterprises-and-Tax-Administration-July-2017.pdf)[等](https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/transfer-pricing-documentation-and-country-by-country-reporting-action-13-2015-final-report_9789264241480-en#page1)に沿った基準で作成しても良いのでしょうか。

A4. はい、原則的に、タイはOECDの原理・原則に対し異議はありません。納税者が置かれている状況等を総合的に鑑みてOECDの原理・原則の適用が最も合理的であれば問題ありません。

Q5. OECDの基準に沿うと言うことは、「標準化された三層アプローチ」(“Three-tiered standardized approach”)を採用し、TP証拠文書類として、以下の三点を全て準備する必要があると言うことでしょうか。

(i) [マスターファイル](https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/transfer-pricing-documentation-and-country-by-country-reporting-action-13-2015-final-report_9789264241480-en#page27) (Master File)

(ii) [ローカルファイル](https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/transfer-pricing-documentation-and-country-by-country-reporting-action-13-2015-final-report_9789264241480-en#page29) (Local File)、及び

(iii) [カントリーバイカントリー報告書](https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/transfer-pricing-documentation-and-country-by-country-reporting-action-13-2015-final-report_9789264241480-en#page31) (CbCR)

A5. これに関する規定は今のところありませんが、少なくとも(ii)のローカルファイルが無いと歳入法典第71条terの要求を満たすことは出来ないと考えます。その他の文書類の提出義務については今後、売り上げ等の金額水準もって、公式的もしくは非公式に決める可能性があります。

Q6. TP証拠文書類は英語でも良いのでしょうか。

A6. 原則的にタイ語で作成すべきです。しかし、調査担当官の英語能力が高く、英語版をそのまま使い、結局タイ語版の要求をしなかったケースはこれまでに多いです。

筆者コメント：実務的には、移転価格証拠文書類は殆ど英語であると理解しています。税務担当官は立場上、「タイ語で作成すべきです。」と言われたのだと思います。まずは英語で作成し、要求があってからタイ語版を作成するのがコスト的に良いと考えます。

Q7. 知人がタイの歳入局は、利益水準指標として[ベリー比](https://www.investopedia.com/terms/b/berryratio.asp)は認めないと言っていましたが、その通りでしょうか。

A7. そのような事実はありません。我々はベリー比自体を否定するポリシーはありません。しかしながら、ベリー比が最も適切な利益水準指標であると認めたケースはこれまでにありません。これは、費用の分類（会計処理）により受ける影響が大きい場合があり、公開されている外部コンパルブルデータは、会計処理の詳細まで分かり得ないのが主な理由です。換言すると、タイの法定監査の財務報告書には費用の詳細情報が無いため、ベリー比の採用は信頼性が高いとは言えないと言うことです。

Q8. しかし、歳入局として、民間会社の細かな会計処理をチェックでき、それに基づき判断をされたら良いのでは。

A8. 我々はシークレットコンパラブルを使って結果的に独立企業間取引価格で取引をしていたか否かを判断することは不可能ではありませんが、シークレットコンパラブルを利用することは公平性に欠けると考えるためできるだけ採用しないポリシーです。いずれにしましても、納税者は複数の比較対象他社の細かい会計処理を知り得ないため、TP証拠文書類をベリー比に基づき作成するのは非常に難しいでしょう。

Q9. 外部コンパラブルとして[RoyaltyStat](https://www.royaltystat.com/), [Royalty Range](https://www.royaltyrange.com/), [Bureau Van Dijk](https://www.bvdinfo.com/en-gb)等から収集した国際的なデータを使用することは認められるのでしょうか。

A9. 否。私が理解する限り、私共税務当局は、これまで[Business Online社](https://www.bol.co.th/)の[タイデータ](https://corpus.bol.co.th/home/)の利用しか認めていないはずです。

Q10. 今の質問の繰り返しのようですが、タイ国外への（例えば親会社に対する）ロイヤルティーの金額の妥当性を証明するために例えば[RoyaltyStat](https://www.royaltystat.com/)と言った国際的なデーターベースの利用は認められるのでしょうか。

A10. やはり、それは認めたことはありません。

筆者コメント：これは、おそらくRoyaltyStat等で上がって来る海外のデータをタイの税務当局は頭から認めないと言うことでは無く、比較対象となるデータ自体が存在しないか見つけることができたとしてもその数は限られるため信頼性が高いとは言えないと考えるからだと想像します。これに対し、[タイのデータベース](https://corpus.bol.co.th/home/)を機械的・網羅的にスクリーンニングを掛け、比較対象データを探す方が信頼性が高く、消去法上、Best Methodとして残ると税務当局は考えるから上記のような回答があったのかと想像します。

Q11. 仮にタイの会社が一つカテゴリーの関連会社間取引（例：ロイヤルティーの支払い）しか無くても、TNMMの利用は違和感ありませんでしょうか。

A11. 全く大丈夫です。一つのカテゴリーの関連会社間取引しか無いからと言い、内部コンパラブルの不在においては、無理に海外のベンチマークデータを集めてCUP法や、タイ国内のデータであっても会計処理の相違の可能性を内包してまでCost-Plus法等を採用する必要はありません。むしろTNMMの方がBest Methodとして残る可能性が高いと考えます。

Q12. その他の種類の取引（例えば技術ライセンス料、バックオフィスサポートサービス料）の場合も同じことが言えるのでしょうか。

A12. はい。一つのカテゴリーの関連会社間取引しか無いからと言い、内部コンパラブルの不在においては、無理にCUP法やCost-Plus法等を採用する必要はありません。一つの種類の関連会社間取引しかなくても、結局よりボトムラインの方で比較をするTNMMの採用がほとんどです。「タイのデフォルトはTNMMだ。」と冗談を言うこともあるくらいです。

Q13. 金利はいかがでしょうか。海外の親会社からローンを借りている場合、その金利は貸し手側（例：日本側）の金利の相場、もしくはタイの銀行等の貸し出しレート等を参照して、事業セグメント全体のTNMMは使わないことになるのでしょうか。

A13. いや。そもそも、殆どの場合、関連会社間ローンの条件（契約内容）は金融機関の内容と重要な点において異なるため、金融機関のレートを比較対象とするのは通常合理的ではありません。また、金融機関の機能・資産・リスクは、この例で言うと一般的な事業法人である親会社の機能・資産・リスクとかなり異なり、この意味でもそれぞれが徴収する金利水準は比較対象とはならないと言えます。従って、関連会社間取引が金利の授受であっても、結局TNMMを採用しての分析しか扱ったことはありません。

上記の他にも、定期的な関連会社間の事後調整、調整による付加価値税(VAT)の処理方法等についても質問しました。コメントやご質問がありましたら是非連絡をして下さい。

西上床　満

Novel Nishiuwatoko & Pattarin

[mits@nnp-group.com](mailto:mits@nnp-group.com)

[www.nnp-advisory.com](http://www.nnp-advisory.com)

（以上）

免責事項：ここに記述されている情報においては可能な限り正確な情報を記述するように努めております。しかし、誤解・誤情報等もある可能性があるため正確性を保証するものではありません。また、当該内容はアドバイスを形成するものでは無いため読者様がこの内容を読まれたことに起因するいかなる被害・損害・税務調整・罰金・延滞税等を受けてしまっても一切責任は負いかねます。